

○半田市都市計画審議会条例

昭和四十四年七月三十一日

条例第二十五号

改正 昭和六二年三月二五日条例第一四号

昭和六三年三月三〇日条例第一号

平成九年一二月二四日条例第三五号

平成一二年三月三一日条例第三号

平成二八年三月二八日条例第五号

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第七十七条の二第一項及び第三項の規定に基づき、半田市都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 市長の諮問に応じ、法に基づく都市計画に関し必要な調査及び審議を行うため、半田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第三条 審議会は、委員十五名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 市議会議員
- 三 関係行政機関又は愛知県の職員
- 四 住民代表

3 前項第一号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、四年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第四条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、第三条第二項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の互選によつてこれを定める。

- 3 会長は、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集し議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常務委員会)

第七条 審議会に、その権限に属する事項で軽易なものを処理させるため必要があるときは、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員五名以内をもつて組織する。

- 3 常務委員会に委員長を置き、会長をもつてこれに充てる。

- 4 委員長は、常務委員会の事務を掌理する。

- 5 前条の規定は、常務委員会に準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第二項及び第三項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「常務委員会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二五日条例第一四号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年三月三〇日条例第一号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月二四日条例第三五号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月三十一日条例第三号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二八日条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。